

田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、田村市新しいまちづくり基本計画策定業務（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く提案を募り、業務を受託する事業者の選定手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- (4) 契約上限額 3,458,000円（消費税及び地方消費税を含む）
提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。
※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は契約までに登録見込みの者とし、公示の日から契約締結の日間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (7) 福島県内に本社または営業所を置いていること。また、県内の本社または営業所に在籍している者が本業務に従事できること。
- (8) 過去5年間において、本業務に技術上類似する業務を受託した実績を有していること。

4 実施要領等の入手方法

実施要領等については、田村市のホームページからダウンロードして入手すること。なお、市役所の窓口及び郵送等での交付は行わない。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式5）に質問内容を簡潔に記載し、「12 問合せ・送付先」へ電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に【田村市新しいまちづくり基本計画策定業務委託】と記載すること。

(3) 質問に対する回答

回答は随時質問者に電子メールで回答し、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、本要領に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

6 参加表明

(1) 提出期限

令和8年6月10日（水）17時まで（必着）

（土・日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限る。）

(2) 提出方法

「12 問合せ・送付先」へ持参又は郵送とする。（郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。）

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 参加資格要件確認書（様式2）1部
- ③ 企業概要書（様式3） 1部
- ④ 企業実績調書（様式4） 1部
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）写し可 1部（3か月以内のものに限る。）
- ⑥ 国税（消費税及び地方消費税）の納税証明書の写し及び市税（法人市民税・固定資産税）の納税証明書の写し 各1部（市税は、田村市から課税されていない場合は添付不要）

(4) 参加資格要件の確認結果

参加申込書の参加資格要件を確認し、その結果について、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

(5) その他

参加表明書を提出した後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「企画提案辞退届」(様式6)を、令和8年6月24日(水)までに提出すること。

7 企画提案

「6 参加表明 (4)参加資格要件の確認結果」に係る通知があった場合には、仕様書の業務内容を踏まえ、下記の本要領で企画提案書を「12 問合せ・送付先」へ提出すること。

なお、提出された書類等は返却しないものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月30日(火) 17時まで(必着)

(土・日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限る。)

※提出期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出方法

持参または郵送とする。(郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。)

(3) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

・日本産業企画 A4 版とする。ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

・提案書は、仕様書及び本要領に従い作成するとともに、次の事項に関する提案を記載すること。

ア 本業務の実施方針

イ 実施体制(本業務に従事する責任者、担当者の体制・経歴・資格等)

ウ 工程表/スケジュール

② 見積書(任意様式)

・A4 版とする。様式は自由だが、業務名と金額(税抜き)を記入し、積算内訳を作成すること。

(4) 提出部数

①、②ともに7部(正本1部、副本6部)

(5) その他

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事業がない限り原則認めない。

8 プレゼンテーション

(1) 審査方法

提案事業者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価項目を委員会が審査し、最高得点を得た事業者を最優秀提案者として選定する。

なお、2 者以上が同点となった場合は、参考見積額の低い者を優先交渉権者として選定する。

審査結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、異議申立ては受け付けない。

(2) 審査実施日時及び会場

実施日時 令和8年7月8日（水）午後1時30分（予定）

会場 田村市役所3階304会議室

なお、プレゼンテーション実施事業者数により時間は変動するため、詳細の日時については後日、電子メールで連絡する。

(3) 実施方法

- ・1者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）とする。
※プロジェクターは市で用意するが、パソコン等の機器は各自準備すること。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションは企画提案書により行うこと。
- ・出席者は3名以内とし、本業務に直接的に携わる者が説明を行うこと。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(4) 評価項目

評価項目	評価事項	評価点
①実施方針	市の状況と本業務委託の目的を踏まえ、明確な方針と先進的な取組意欲が示されていること。	30点
②実施体制	主担当者を中心に専門性のある担当者を配置した組織的体制を有し、同種・類似業務の実績に基づく十分な遂行経験があること。	20点
③提案内容	まちづくりに関する機運醸成や主体的な参画を図りながら、実績に基づく実現性と創意工夫を備え、将来を見据えた本市の方向性を示す提案となっているか。	40点
④プレゼンテーション	プレゼンテーションが明瞭で説得力があり、質疑に対して適切に応答できていること。	10点

9 契約

契約の締結は第1位候補者と協議を行い、協議が成立した場合に随意契約を行うための見積もりを徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。

業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10 参加事業者の失格

参加事業者の次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積額が委託費の上限額を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 契約の履行をすることが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査の目的外の使用はしない。また、提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (3) 本市が必要と認めたときには、追加の提出を依頼する場合がある。
- (4) 本市が天災地変その他やむを得ない事由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は取り止める場合がある。この場合において生じた損害は、提案事業者の負担とする。
- (5) 最優秀提案者の選定に関する審査内容及び経過等について公表しない。
- (6) 審査結果に対する意義は一切受け付けない。

12 問合せ・送付先

田村市建設部都市計画課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

電話 0247-82-1114 FAX 0247-81-1210

メールアドレス toshikei@city.tamura.lg.jp

13 実施スケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおり。

日程	項目
令和8年6月1日(月)	公募開始(プロポーザル公告)
令和8年6月10日(水)	参加表明書の提出期限
令和8年6月17日(水)	質問書の提出期限
令和8年6月22日(月)	参加資格要件確認結果通知
令和8年6月30日(火)	企画提案書の提出期限
令和8年7月8日(水) 予定	プレゼンテーション審査会
令和8年7月10日(金) 予定	プレゼンテーション結果通知

評価基準

評価項目	評価事項	評価点				
		優	良	普通	やや劣	劣
①実施方針 (30点)	本市の市政、現状や上位・関係計画を十分理解しているか。	10	8	6	4	2
	本業務委託の目的を理解したうえで、取組方針が定められているか。	10	8	6	4	2
	先進的な手法の提案など、主体的かつ前向きな取組意欲が認められるか。	10	8	6	4	2
②実施体制 (20点)	主担当者を中心に、専門的な知識や経験のある各担当を配置するなど、組織的な実施体制となっているか。	10	8	6	4	2
	同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10	8	6	4	2
③提案内容 (40点)	実施手法や提案について、これまでの実績や成果に基づいた実現性の高い提案となっているか。	10	8	6	4	2
	まちづくりへの機運醸成及び主体的な参画を図る手法が提案されているか。	10	8	6	4	2
	業務遂行にあたり、効果的で、かつ、創意工夫がなされた手法が提案されているか。	10	8	6	4	2
	内容が将来を見据えており、本市の歩むべき方向性を示すに足るものであるか。	10	8	6	4	2
④プレゼンテーション (10点)	プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があったか。質疑への応答が適切であったか。	10	8	6	4	2

※候補者決定の最低得点ラインは60点とする。